

令和4年(2022年)7月29日

保護者の皆様へ

小田原市教育委員会

濃厚接触者の待機期間の見直しについて（お知らせ）

日頃から本市の学校運営にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、文部科学省及び神奈川県教育委員会から濃厚接触者の待機期間の見直しについて通知がありましたので、お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間が、**7日間から5日間に変更**になりました。

同一世帯内で感染者が発生した場合は、全ての同居者が濃厚接触者となりますので、児童生徒が濃厚接触者に該当する場合は、5日間自宅で待機するようお願いいたします。その場合は、これまでどおり欠席扱いではなく出席停止の措置をとることとします。

また、無症状で、2日目、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から待機を解除することができます。この場合は、解除の判断を保健福祉事務所に個別に確認する必要はありませんので、**検査をして陰性だったことを学校に連絡してから登校するようお願いします。**

なお、抗原定性検査キットは薬事承認されたものをお使いください（薬事承認情報は、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)の承認情報」をご参照ください。）。

<濃厚接触者の待機期間>

- 1 患者の感染可能期間内<sup>\*1</sup>に患者と接触した最終日を0日として翌日から5日間。ただし、7日を経過するまでは検温等の健康状態の観察を行うこと。
- 2 同居する家族等の濃厚接触者とされた児童・生徒等については感染者の発症日又は感染対策を講じた日を0日として、いずれか遅い方から5日間発症がない場合に解除。

\* 1 感染可能期間内：有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は検体採取日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間

（ 問い合わせ先  
学校安全課 33-1691 ）